

2025年度末の単体ベースのソルベンシー・マージン比率について

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

区分（単体ベース）		2024年度末	2025年度末	増減
	Tier1適格資本の額(B)－(C) (A)	—	18,489	—
	Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	—	21,189	—
	算入制限のないTier1資本調達手段の額	—	11,000	—
	算入制限のあるTier1資本調達手段の額	—	—	—
	資本調達手段以外のTier1適格資本の額	—	10,189	—
	Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	—	2,700	—
	Tier2適格資本の額(E)－(F)－(G) (D)	—	269	—
	Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	—	269	—
	Tier2資本調達手段の額	—	—	—
	資本調達手段以外のTier2適格資本の額	—	269	—
	Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	—	—	—
	Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—	—	—
	適格資本の額(A)+(D) ①	—	18,759	—
	生命保険リスクの額 (a)	—	1,387	—
	損害保険リスクの額 (b)	—	6,336	—
	巨大災害リスクの額 (c)	—	4,545	—
	市場リスクの額 (d)	—	3,833	—
	信用リスクの額 (e)	—	2,304	—
	オペレーショナル・リスクの額 (f)	—	1,803	—
	マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (g)	—	—	—
	分散効果の額 (h)	—	6,475	—
	所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)-(h) (i)	—	13,735	—
	所要資本の税効果の額 (j)	—	2,195	—
所要資本の額（税効果考慮後）(i)－(j) ②		—	11,539	—
ソルベンシー・マージン比率 ①／②		—	162.5%	—

(注)

1. 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）および第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）ならびにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

2. 2024年度末および増減については、本年度が初年度のため、該当事項はありません。（次項以降も同様）

ソルベンシー・マージン比率とは

○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていますため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

適格資本

ソルベンシー・マージン比率（%）

=

所要資本

×

100

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円、%)

要約（単体ベース）			
項 目	イ	ロ	ハ
	2024年度末	2025年度末	増減
適格資本の額(A)	—	18,759	—
所要資本の額(B)	—	11,539	—
ソルベンシー・マージン比率 ((A)/(B))	—	162.5%	—

適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成		
項 目	イ	ロ
	2024年度末	2025年度末
Tier 1 適格資本の額 (B)－(C) (A)	—	18,489
Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	—	21,189
算入制限のないTier 1 資本調達手段の額	—	11,000
算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額	—	10,189
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	—	6,069
資本剰余金 (Tier 2 適格資本に算入されるものを除く) の額	—	3,377
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	—	△1,907
その他の拠出金等の額	—	—
経済価値ベースの調整額	—	2,650
Tier 1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	—	2,700
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額	—	2,700
繰延税金資産の額	—	—
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額	—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier 1 資本調達手段の額	—	—
自己のTier 1 資本調達手段への投資の額	—	—
不適格再保険資産の額	—	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	—	—
Tier 2 適格資本の額 (E)－(F)－(G) (D)	—	269
Tier 2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	—	269
Tier 2 資本調達手段の額	—	—
算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額	—	—
払込済みTier 2 資本調達手段の額	—	—
払込未済のTier 2 資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額	—	269
Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	—	—
処分制約のある資産のうちTier 1 適格資本から控除される額	—	—
Tier 2 バスケット (上限適用後) の額	—	269
Tier 2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2 資本調達手段の額	—	—
自己のTier 2 資本調達手段への投資の額	—	—
Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—	—
適格資本の額 (A)＋(D)	—	18,759

所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項 目	イ	ロ
	2024年度末	2025年度末
生命保険リスクの額 (A)	—	1,387
損害保険リスクの額 (B)	—	6,336
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	—	25
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	—	6,256
財物保険類似の商品に係るリスクの額	—	127
その他保険に係るリスクの額	—	3
巨大災害リスクの額 (C)	—	4,545
巨大自然災害リスクの額	—	4,520
日本における地震に係るリスクの額	—	38
日本における風水災に係るリスクの額	—	4,382
日本における雪災に係るリスクの額	—	136
外国における巨大自然災害リスクの額	—	—
その他の額	—	—
その他の巨大災害に係るリスクの額	—	475
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
市場リスクの額 (D)	—	3,833
金利リスクの額	—	837
スプレッドリスクの額	—	38
株式リスクの額	—	2,127
不動産リスクの額	—	1,535
為替リスクの額	—	92
資産集中リスクの額	—	1,440
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
信用リスクの額 (E)	—	2,304
オペレーショナル・リスクの額 (F)	—	1,803
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	—	—
分散効果の額 (H)	—	6,475
所要資本の額（税効果考慮前） $((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)-(H))$ (I)	—	13,735
所要資本の税効果の額 (J)	—	2,195
所要資本の額（税効果考慮後） $((I)-(J))$	—	11,539

(注)

1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
2. 生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

経済価値ベースのバランスシートに関する事項

2025年度末

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	72,156	22,564	△3,312	91,409
現金及び預貯金	12,246	1,048	—	13,294
コールローン	—	1,057	—	1,057
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	499	—	—	499
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	241	△241	—	—
有価証券	40,573	△5,865	△10	34,697
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	11,988	3,796	0	15,783
株式	—	1,459	—	1,459
外国証券	6,075	11,388	△9	17,454
その他の証券	22,509	△22,509	—	—
貸付金	—	1,358	—	1,358
有形固定資産	503	5,644	—	6,147
土地	—	4,761	—	4,761
建物	230	881	—	1,111
リース資産	—	—	—	—
建設仮勘定	—	1	—	1
その他の有形固定資産	273	—	—	273
無形固定資産	2,693	7	—	2,700
ソフトウェア	2,693	0	—	2,693
のれん	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—
その他の無形固定資産	—	6	—	6
前払年金費用	—	—	—	—
繰延税金資産	285	—	△285	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—		—
貸倒引当金	—	—		—
投資損失引当金	—	—	—	—
その他資産	15,113	94	—	15,208
特別勘定等の資産	—	—	—	—
再保険回収額		19,461	△3,016	16,445

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
負債の部				
総負債	56,405	19,776	△5,962	70,219
保険負債(保険契約準備金)合計	45,369	18,810	△7,229	56,950
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				—
現在推計の額 (保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	42,821			56,501
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				448
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	2,547	△2,547	—	—
非保険負債合計	11,036	966	1,266	13,269
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	—	—	—	—
その他の準備金	—	772	—	772
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—
その他の引当金	—	—	—	—
価格変動準備金	240	△240	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	1,266	1,266
再評価に係る繰延税金負債	—	—		—
未払法人税等	268	0	—	268
その他負債	10,528	434		10,962
純資産の部				
純資産	15,751	2,788	—	21,189
株主資本合計	17,658	2,788	—	20,446
資本金	11,000	—	—	11,000
新株式申込証拠金	—	—	—	—
基金償却積立金	—	—	—	—
再評価積立金	—	—	—	—
資本剰余金	3,377	—	—	3,377
利益剰余金	3,281	—	—	3,281
規制上の準備金		2,788	—	2,788
(一)自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	△1,907	—	—	△1,907
その他有価証券評価差額金	△1,907	—	—	△1,907
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額				2,650

(注)

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号および令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

I. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券についても時価に評価替えをしています。

なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上（以下、「ルックスルー・アプローチ」といいます）した上で時価に評価替えしています。

また、市場価格のない株式等及び組合等への出資については、保有する資産の特性を踏まえ、価格変動の程度及び評価に必要な情報制約並びにルックスルー評価に係る制約を考慮し、貸借対照表計上額を経済価値の最善推計値として採用しております。

II. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

III. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を反映しております。

② 当社は、資産の評価において、プロポーショナルリティ原則を適用しておりません。

③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。

④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。

(2) 負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

I. 経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率、事業費率に関する前提は、直近の実績を反映しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる支払保険金率、解約率、事業費率に関する前提は、直近の実績を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

解約率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レート of イールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レート of イールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
JPY	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

iv. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

II. 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしています。なお、評価替えに当たっては当社の信用状態の変化を考慮していません。

② 当社は、負債の評価において、プロポーショナリティ原則を適用しておりません。

③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。

④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる損害率等にかかるインフレ率についてはエグザパート・ジャッジメントを適用しています。

（3）経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

（1）会計上の見積りに関する事項

① 経済価値ベースの保険負債

I. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額56,950百万円

II. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法
注記2.（2）負債の評価方法に記載のとおりです。

ii. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提および翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計およびMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は、注記2.（2）負債の評価方法に記載のとおりです。

- ・損害率、事業費率に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提
- ・割引率に関する前提
- ・支払備金に関する前提

（2）会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

6. 重要な後発事象

該当事項はありません。

外国証券の種類別差異調整に関する事項

2025年度末

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ＋ロ＋ハ)
外国証券	6,075	11,388	△9	17,454
国債	295	2,051	—	2,347
地方債	—	1,616	—	1,616
社債	4,507	7,036	△9	11,533
株式	—	1,262	—	1,262
その他	1,272	△578	—	694

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025年度末

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計 ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提 の更新	経済前提 の更新	その他	経済価値 ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	42,821	18,308	△6,234	△1,443	3,049	56,501
生命保険契約等	1,285	207	△4,396	58	—	△2,845
損害保険契約等	41,536	18,100	△1,837	△1,502	3,049	59,347
未経過責任に係る保険負債	19,905	8,327	△5,209	△637	3,156	25,541
財物保険類似	1,594	699	△269	△87	11	1,948
自動車保険類似	17,599	7,595	△4,927	△548	3,797	23,515
賠償責任保険類似	40	3	△20	0	—	22
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	671	29	8	0	△652	55
既経過責任に係る保険負債	21,630	9,773	3,371	△864	△106	33,805
財物保険類似	140	35	18	△1	—	193
自動車保険類似	21,309	9,655	3,336	△860	—	33,440
賠償責任保険類似	66	—	7	△1	—	72
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	113	83	9	0	△106	99
再保険回収額	—	18,308	△2,601	△414	1,153	16,445
生命保険契約等	—	207	△136	△4	—	67
損害保険契約等	—	18,100	△2,465	△410	1,153	16,377
未経過責任に係る保険負債	—	8,327	△2,466	△167	1,153	6,846
財物保険類似	—	699	△278	△19	1	403
自動車保険類似	—	7,595	△2,170	△148	1,139	6,415
賠償責任保険類似	—	3	△3	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	29	△13	0	12	27
既経過責任に係る保険負債	—	9,773	0	△242	—	9,531
財物保険類似	—	35	12	0	—	47
自動車保険類似	—	9,655	△11	△241	—	9,401
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	83	0	0	—	82

（注）生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の内訳である各項の記載を省略しております。

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2025年度末

(単位：％、百万円)

感応度分析（単体ベース）								
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利 50ベース・ ポイント上昇	円金利 50ベース・ ポイント下降	米ドル金利 50 ベース・ ポイント上昇	米ドル金利 50 ベース・ ポイント下降	円金利U F R 50ベース・ ポイント下降	株式・不動産 10%下落	為替10% 円高
ソルベンシー・マージン比率	162.5%	3.2%	△3.2%	△1.1%	1.2%	△0.1%	△8.3%	△3.1%
適格資本の額	18,759	157	△159	△137	143	0	△1,072	△312
総資産	91,409	△188	193	△137	143	0	△1,072	△312
保険負債の額(MOCEを除く)	56,501	△428	437	—	—	0	—	—
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	448	△3	3	—	—	0	—	—
非保険負債の額	13,269	86	△88	—	—	0	—	—
純資産の額	21,189	157	△159	△137	143	0	△1,072	△312
所要資本の額	11,539	△123	130	△5	6	4	△74	28
生命保険リスクの額	1,387	△11	11	—	—	—	—	—
市場リスクの額	3,833	△27	35	△8	10	6	△120	45

ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 子会社株式に係る特例手法の適用

該当事項はありません。

2. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記2. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記2. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

該当事項はありません。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

該当事項はありません。

b. リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険（ELC等）により、保険リスクが一部移転されているため、巨大災害リスク等の評価において再保険によるリスク削減効果を認識しています。

c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当事項はありません。

d. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当事項はありません。

e. 内部モデル手法の適用

該当事項はありません。

f. 内部割引率手法の適用

該当事項はありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当事項はありません。

5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

2025年度末

当社は、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、業務部門から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者およびソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。

検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。

検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。

また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても、社内規程等に定めており、取締役会にて承認を得ております。

取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。